沖縄「辺野古・高江」連帯集会

C:\Program Files (x86)\Microsoft Office\MEDIA\CAGCAT10\j0233070.wmf ～ 講師 山城博治氏 沖縄県平和運動センター議長 ～

11月11日(土)15:00県教育会館３階ホール 集会後デモ(→ﾀﾃﾏﾁ広場)

金沢市香林坊1-2-40 電話：076-222-1241

“自民”“維新”による「リアル戦争国家」を阻止しよう！

沖縄の教訓、軍隊は命を守ってくれない！

私たちは「武力で平和は作れない」と訴えています。

しかし安倍政権は、強行成立させた「戦争法」を拠り所にして、いまや、米・韓軍が行う「（北朝鮮）先制攻撃」訓練に参加し、米軍のB１B戦略爆撃機の「護衛」と称して北朝鮮のそばまで行き、米軍の「軍事威嚇」「戦争挑発」に加担しています。戦争に巻き込まれるどころ

か、「戦争に積極参加」する態勢すらとっているのです。

私たちは労働者・民衆は、安倍政権に対して、「戦争挑発やめろ」「軍事威嚇やめろ」の声を挙げていかなければなりません。

憲法９条を根本から破壊する「加憲」

　「違憲」の誹りをなくするため、以下のような案を自民党は考えています。こうすると、後法が前項のすべてを打ち消し、戦争放棄も軍隊不保持も否定されます。しかも、憲法に「自衛隊」を明記することは、国会、内閣、裁判所、会計検査院に次ぐ5番目の機関となります。この意味は極めて大きく、軍事国家の様相を呈してきます。

軍国主義の「復権」を標榜する、「自民」「維新」を何としても激減させなければなりません。ともにがんばりましょう。

**＜憲法第９条改定（案）＞**

一項：「・・、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」

　　　　 二項：「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」。

２　前条の規定に関わらず、必要最小限度の実力組織として自衛隊を設ける。

内閣総理大臣は自衛隊の最高指揮監督権を有し、自衛隊は国会の承認その他の統制に服する。

石川県平和運動センター

電話 076-233-2170